

II 教育研究組織

[1] 現状の説明

<1> 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

《大学全体》

本学の教育研究組織は、第1章に記した本学の理念・目的に基づき適切に設置されている。本学の教育研究上の基本組織としては、法学部（法律学科、自治行政学科）、経済学部（経済学科、現代ビジネス学科）、経営学部（国際経営学科）、外国語学部（英語英文学科、スペイン語学科、中国語学科、国際文化交流学科）、人間科学部（人間科学科）、理学部（数理・物理学科、情報科学科、化学科、生物科学科）、工学部（機械工学科、電気電子情報工学科、物質生命化学科、情報システム創成学科、経営工学科、建築学科）がある。また、工学部には「総合工学プログラム」、理学部には「総合理学プログラム」をそれぞれ設けている。各学部・学科を基礎とする大学院として、法学研究科（法律学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、経営学研究科（国際経営専攻）、外国語学研究科（欧米言語文化専攻、中国言語文化専攻）、人間科学研究科（人間科学専攻）、理学研究科（情報科学専攻、化学専攻、生物科学専攻）、工学研究科（機械工学専攻、電気電子情報工学専攻、応用化学専攻、経営工学専攻、建築学専攻）が設置されているほか、日本常民文化研究所を主な基礎とし、学部をはじめ本学の教育研究の総体を基礎とする歴史民俗資料学研究科（歴史民俗資料学専攻）と本学唯一の専門職大学院である法務研究科（法務専攻）[法科大学院]がある。

このうち、法学研究科、外国語学研究科及び歴史民俗資料学研究科においては、昼夜開講制度を導入している。

さらに、公的資格取得を目的とした4つの資格教育課程（教職課程、社会教育課程、学芸員課程及び日本語教員養成課程）に係る組織を有する。また、各学部・研究科は正規の修業年限を定める学生の他に、科目等履修生・研究生・聴講生を受け入れ、教育を行っている。

本学では、時代と社会の要請に応えるべく教育研究組織を見直し、組織の改編に努めており、2012年度には理学部・工学部の再構築を図るため、理学部に数理・物理学科を、工学部に経営工学科をそれぞれ新設した。

また、2009年に受審した認証評価において、専任教員一人当たりの学生数が多いため、改善する必要があるとの助言を受けた経済学部については、2011年7月開催の理事会において、①経済学部の教員定員を4名増員し、②同学部の入学定員を200名減じて900名にすることが決定された。その後、学校法人神奈川大学将来構想中期実行計画の重点項目の一つである「競争力のある新たな教育組織の設置」に向け、200名の入学定員の再配置について、学校法人神奈川大学将来構想推進委員会大学部会において検討がなされ、2014年2月には、学校法人神奈川大学基本問題委員会の下に新教育組織設置等検討委員会、さらにその下に、具体的な作業を進めるための作業部会を設置し検討を重ねているが、現段階においては結論を得ていない。

一方、大学の付属教育・研究機関としては、図書館、法学研究所、経済貿易研究所、国際経営研究所、人文学研究所、言語研究センター、心理相談センター、総合理学研究所、工学研究所、日本常民文化研究所（神奈川大学21世紀COEプログラムの後継組織である非文字資料研究センターを含む）及びアジア研究センターが設置されている。

このうちアジア研究センターは、アジア研究の学部横断・学際的な研究組織として、2013年4月に開設され、研究活動を開始した。

なお、言語研究センターは、教育を担うとともに、諸言語及び外国語教育の全学的な研究拠点となっており、心理相談センターは、大学院人間科学研究科臨床心理学研究領域の実習施設として、臨床心理に関する教育・研究及び近隣の方々に対する臨床心理相談を行っている。

さらに本学では、2007年8月に「神奈川大学プロジェクト研究所」の制度を設けた。この制度は、特定の施設を持たず、外部資金を積極的に導入し、かつ外部の優れた研究者や学識経験者・実務経験者を「プロジェクト研究員」として受け入れ、最長5年の研究期間で特定の課題を研究することにより、本学の学術研究の一層の発展と社会貢献の充実に努めることを目的としており、現在、7つのプロジェクト研究所において活発な研究活動を展開している。

2009年には、文部科学省が公募した「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」（2010年度から「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」）に、本学日本常民文化研究所が申請した「国際常民文化研究機構」が共同利用・共同研究拠点として採択された。その後5年間の委託期間を終了し、2014年5月1日付で再認定を受け、学内の研究機関の一つとして活動を開始した。

全学の教育研究上の運営組織は、学部においては、評議会、学部長会、各学部教授会、総合学生サポート委員会（傘下に学修進路支援委員会、学生生活支援委員会、共通教養教育推進委員会を置く）、総合メディア委員会（傘下に学術情報委員会、メディア教育・情報システム委員会を置く）及び入学試験委員会（傘下に入試管理委員会を置く）によって構成されている。同じく大学院の運営組織は、大学院委員会、大学院研究科委員長会議、大学院政策委員会、大学院学務委員会、各研究科委員会から構成されている。さらに、全学的な運営組織として、自己点検・評価全学委員会（傘下に学部等実施委員会を置く）、国際化推進委員会（傘下に国際センター運営委員会を置く）、FD・学生支援推進委員会（傘下にKUSクエア小委員会、各学部及び各研究科FD委員会を置く）及び総合学術研究推進委員会（傘下に研究委員会を置く）により構成されている。

以上の教育・研究を推進するための事務組織として、学修進路支援部第一部（教務）・同第二部（就職）、学生生活支援部、図書館、入試センター、教育支援センター、国際センター、研究支援部、情報システム推進部等があり、一元集中管理体制を整え、サポートしている。なお、学部及び大学院に関連する事務は学修進路支援部が主管することとなっている。

本学の理念・目的の下に、上述した教育研究組織及び運営組織により、各学部、各研究科及び各研究所等とともに、理念の実現を目指し、それぞれの目的に基づく教育研究活動を展開している。

〈17 法学研究所〉

「ひろく内外の法律・政治に関する研究調査を行い、かつ、これを発表し、もって学問の向上と発展に寄与する」（神奈川大学法学研究所規則2条）ことを目的に設置された本研究所は、この目的を、①多様化・複雑化する今日の日本と世界において、法学・政治学が直面する現代的諸課題に取り組む、②個々の所員の自由な発意にもとづく多様な研究と研究所としての共通の課題にもとづく共同研究とを進展させる、③グローバル化する世界における地域社会の諸問題に着目した研究を重視し、研究のプロセス及び成果の発信の双方において、身近な地域社会との連携をめざす、などの方針（中期目標）として具体化している。

研究所の内部においては、年に5回程度の所員会議を開催し、理念・目的をいっそう具体化するための活動方針を確認しつつ運営を行っている。また、「研究年報」「ニューズレター」、ホームページという3つの媒体を通じて、研究所の理念と活動内容を広報する態勢をとっている《資料Ⅱ-1~2》。

《18 経済貿易研究所》

本研究所は、神奈川大学経済貿易研究所規則第2条で、「内外の経済・貿易に関する研究・調査を行い、かつ、これを発表することを目的とする」としており、経営や会計を含む広い意味での経済と貿易に関する研究をめざしている。また研究に関する方針としては、①地域の発展をめざした総合的研究、②グローバル化に関連した国際的規模での研究、③神奈川大学の倫理綱領に基づき、公平かつ公正な研究、を推進することを謳っており、とくに中期目標（「2013~2015年度 研究に関する方針に係る中期目標・行動計画・評価指標進捗状況報告シート」）《資料Ⅱ-3 経済貿易研究所》では、国際的研究拠点形成、及び研究所・研究所員の国際的な研究交流を掲げている。

本研究所の目的を記した「神奈川大学経済貿易研究所規則」は、毎年刊行する研究所年報「経済貿易研究」《資料Ⅱ-4》の巻末に毎号必ず掲載している。また2013年度に本研究所の英文パンフレット《資料Ⅱ-5》を作成した。これは、主として海外の研究機関との学術交流の際に利用されている。シンポジウム・講演会等については大学ホームページで公表している。「経済貿易研究」を毎年度末に刊行し、研究成果を掲載するとともに、各号の巻末には所員の1年間の研究業績を掲載している。さらに2012・2013年度には所員による研究叢書を各1冊刊行した。

《19 国際経営研究所》

本研究所は神奈川大学の研究に関する方針を踏まえ研究環境整備に努め、経営を広域的視点から研究することを方針としている。本研究所は国際化の進展をグローバルな視点で研究するとともに、企業や社会の立脚基盤であるローカルな視点の持つ重要性にも着目し研究範囲としている。既存の概念的枠組にとらわれることなく所員の多彩な分野の研究活動を積極的かつ総合的に支援する。その目的を達成するために組織体制を整備し、研究成果の発信と活用を強化するように努めている。

本研究所は1986年の創設以来定期的に研究成果の公表、講演会・セミナーの開催などを積極的に開催している。

① 機関誌の発行： 研究所員の研究成果の社会に向けた成果発表の場として、論文誌「国際経営フォーラム」を年に1回、定期発行している。

② 共同研究と研究センター： 本研究所では専任研究員ならびに客員研究員による共同研究が行われている。期間を定め（通常3年）予算配分のもと特定のテーマについての研究をすすめ、成果は「プロジェクトペーパー」として刊行している。また、持続的研究が必要なテーマについては委員会による内部審査を経て研究センターを設置し、代表者のもとに調査研究、研究セミナー、成果発表が行われている。研究センターの研究成果は逐次、「国際経営フォーラム」への投稿、外部機関への成果発表などにより公開されている。

③ 講演会・セミナーの開催と社会貢献： 本研究所主催による公開講演会は基本的に年度テーマを設けて開催している。また、地方自治体の活動行事への各種後援活動を行っており、広くコミュニティに貢献している。

④ 情報公開： 広報誌「国経研だより」を年4回発行し、活動を広く公表している。

また、独自ドメイン iibm.kanagawa-u.ac.jp で、上記刊行物を含め、本研究所の活動を広く公開している。

《20 人文学研究所》

本研究所は、本学の教育・研究理念に加え、人文学一般の研究と調査を行い、かつ、これを一般社会に向けて発表することを目的とする組織で、2014年には創立50周年を迎える節目の年を迎えた。本研究所は、上記の設立目的（神奈川大学人文学研究所規則第2条）を実現するために、具体的には、①研究資料の収集と整理、②研究資料の保管と閲覧環境の整備、③研究所員による共同研究グループの組織とその活動の支援、④所員による研究調査の結果の社会への還元、⑤学術シンポジウムと講演会の開催という5つの活動を展開している。

本研究所の理念と目的は、主に常任委員会と共同研究グループの代表者会議、そして、所員全員が集まる人文学研究所の総会を通して周知、公開、共有している。また、「人文学研究所報」とホームページ (<http://human.kanagawa-u.ac.jp/kenkyu/index.html>) を通して、一般社会に公表している。特に、2013年は、本研究所の創立50周年を記念する特別企画（特集号と講演会）を準備する機会を通して、全所員にも研究所の理念と目的について広報することができたので、今後も所員への周知を徹底していきたい。

《21 言語研究センター》

神奈川大学言語研究センター規程第2条（目的）に「言語研究センターは、言語、言語教育及び関連諸科学に関する理論的・実際的研究並びに語学視聴覚教育の促進をはかることを目的とする。」と定めている。これに従って本センターは活動している。

本学ホームページの言語研究センターのサイトには理念・目的の概要を掲載し、社会に公表している。また、教員のうち所員は所員会議において前年の活動報告や当該年度の活動方針が報告・承認されているので、その議論の中で理念・目的も確認されている。本センターの施設を利用している学生においては語学視聴覚教育が行われている場であることは認識されている。

《22 総合理学研究所》

本研究所は神奈川大学学則第4条に基づき、理学に関する研究と調査を行い、学問の向上と発展に寄与することを理念・目的として設置されている。環境問題やエネルギー問題に見られるように現代社会の諸問題は従来の科学各分野の枠を超えており、研究所の理念と目的は、時代に即した適切なものである。このような理念と目的を達成するために、現代社会からの要請も踏まえて、複数の理学専門分野にわたる横断的共同研究を総合理学の主題と捉え、これを促進し、企業、公的研究機関及び大学の広範な力を結集して行う産官学共同研究を実行し、同時に積極的に支援する体制を整えている。

研究所の活動と研究成果を広く社会に還元するための広報活動を行っている。研究所の理念・目的は大学構成員のうち教職員には十分に周知されており、社会には機関誌「Science Journal of Kanagawa University（神奈川大学理学誌）」やホームページ、あるいは、研究所が主催する一般向けセミナー、シンポジウム、講演会などの案内を通して広報されている。

《23 工学研究所》

本研究所の理念と目的は、「工学に関する研究調査を行い、工学の発展に資すること」であり、神奈川大学工学研究所規則第2条に定められている。その事業活動は同規則第3条に定められており、研究推進の支援が行われている。

本研究所共同研究の研究成果や総合論文、随想、工学研究所の年次報告などを工学研究所所報（年刊）《資料Ⅱ-6》として発行している。所報は大学構成員や外部機関に配布し、神奈川大学の工学研究の周知に努めている。また、所報は工学研究所オリジナルサイトで全文公開し閲覧できるようになっている。社会への情報発信として神大テクノフェスタ《資料Ⅱ-7》を開催し、学部・大学院生の研究成果発表や、工学部教員による講演会などを実

施している。

《24 神奈川大学日本常民文化研究所》

神奈川大学日本常民文化研究所（以下、「常民文化研究所」という。）は、日本民衆の生活・文化・歴史を学際的に共同研究することを目的に、その方向性は大きく、①海域・海民史研究の推進、②民具・図像を中心とした非文字資料研究の推進、③“常民”、普通の人々の等身大の生活史を構築するための資料論・方法論を国際的に提示し、④大学院歴史民俗資料学研究科と連携して若手研究者の育成を図る、という4つの柱を立てて事業を推進している。

これらの事業は、常民文化研究所に加え、附置の非文字資料研究センター（以下、「非文字センター」という。）及び文部科学省「特色ある共同拠点の整備の推進事業」（以下、「拠点整備推進事業」という。）を担った国際常民文化研究機構（以下、「国際常民研究機構」という。）によって推進される。特に、国際常民研究機構の事業は、2014年度に「共同利用・共同研究拠点」として再認定され、6年間にわたり、常民文化研究所創設者の澁澤敬三の「ハーモニアスデヴェロップメント」精神を受け継ぎながら、国内外の研究者に広く「常民文化」研究の資料と場、機会を提供していくことになる。

常民文化研究所の理念や活動方針は、要覧《資料Ⅱ-8》やリーフレット《資料Ⅱ-5》、ホームページなどを通して学内外や海外へ発信している。調査研究の成果は、「歴史と民俗」（年刊）、「民具マンスリー」（月刊）、「調査報告書」や「常民文化研究叢書」など各種刊行物や、各家「文書目録」「史料集」などによって公表される。また、非文字センターでは、要覧《資料Ⅱ-9》や年2回発行のニューズレターで組織や事業内容を紹介するとともに、「年報」（年刊）で研究成果を発表している。さらに、国際常民研究機構では、「年報」（年刊）や各研究班の研究成果を叢書として公刊している。

《25 アジア研究センター》

本センターは、2013年4月に設立された。神奈川大学アジア研究センター規程第2条で、「アジアに関する政治、経済、社会、文化、科学技術等の研究を行い、学問研究の発展に寄与するとともに、アジアの発展、ひいては世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする」としている。本センターの研究に関する方針では、アジア地域を対象とし、そこに発生する多様化・複雑化する現代的諸課題に、学問分野の枠を超えて取り組み、グローバル化する世界におけるアジア地域の諸課題に着目した研究を促進するという方針を立てている。また、アジア圏での学術交流ネットワークの一層の発展や本学のアジア研究の集約や内外への情報発信も目指している。《資料Ⅱ-3 アジア研究センター》

本センターの目的は、2013年に開設したホームページで公表し周知を図っている。また、研究会や講演会、シンポジウムを一般公開し、社会への周知・公表を実践している。研究実績については、年2回（6月と12月）発行する「ニューズ・レター」や毎年3月に発刊する研究年報「アジア・レビュー」にて周知する。（<http://asia.kanagawa-u.ac.jp/publication.html>）